

要支援1・2の認定を受けている皆さまへ

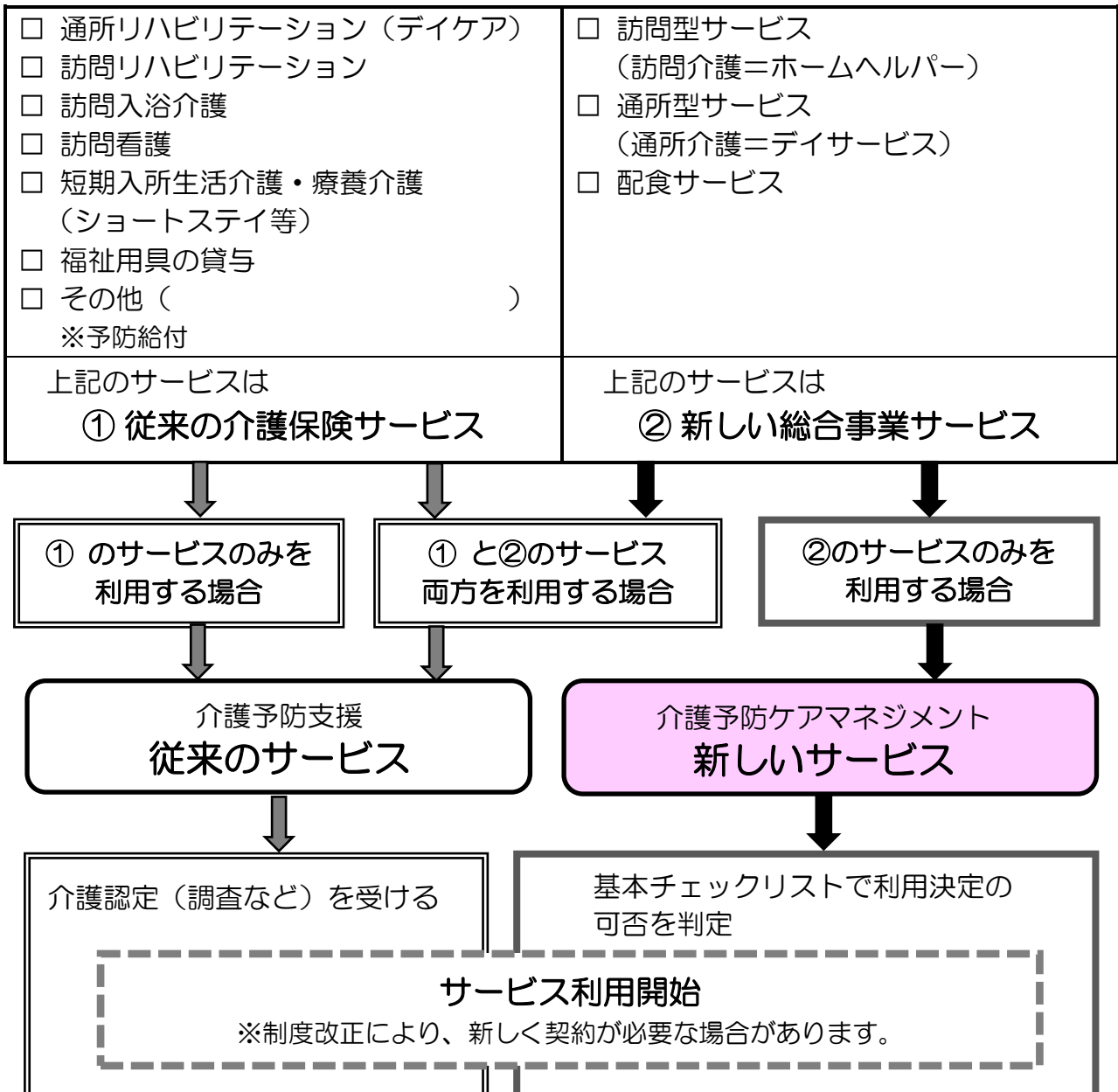
平成29年4月より

介護予防サービスの 仕組みが変わりました

訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）が前橋市の事業になりました。

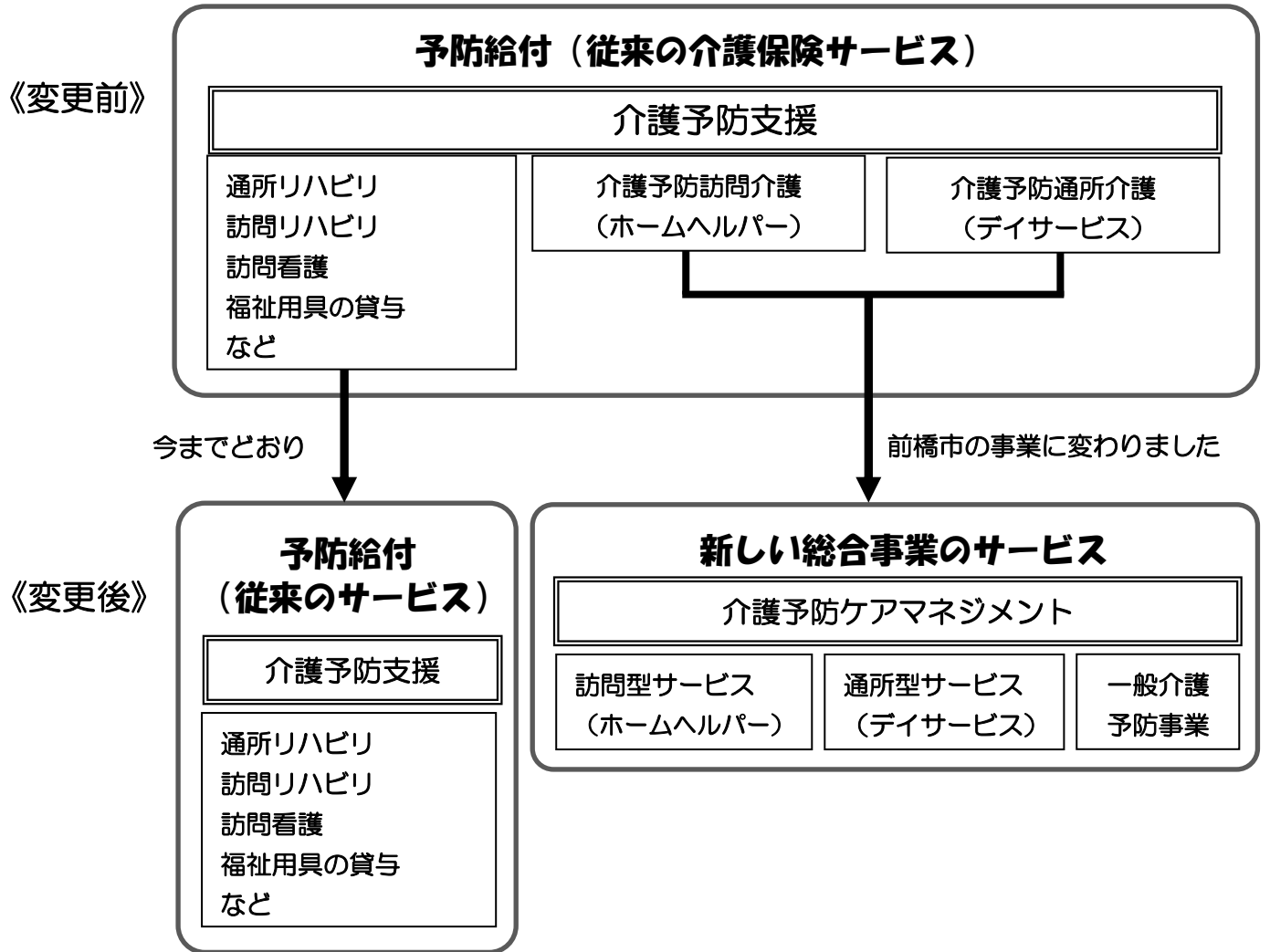
- 介護保険法が改正され、今まで全国一律、同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）について、前橋市の事業として提供することになりました。
- 新しい制度に変わっても、引き続き必要なサービスを利用することができます。

▼▼ 利用するサービスを確認しましょう ▼▼



介護予防サービスの制度変更について

要支援1 または 要支援2の方



◆予防給付のサービスを利用する方が、同時に新しい総合事業のサービスを利用する場合は、介護予防支援となります。

新しい総合事業の特徴

- 迅速にサービスの利用開始ができます
- サービスの内容や料金が多様化します
- 自立に向けた次のステップを目指します
- 必要なときにはいつでも要介護認定申請が可能です

新しい総合事業の対象者となった後や、サービスを利用し始めた後も、必要な時にはいつでも要介護認定申請が可能です。新しい総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリストで、要介護認定を省略できます。